

白川町議会基本条例の解説文

令和3年6月18日制定

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会と議員の活動原則(第2条―第6条)

第3章 町民と議会との関係(第7条―第8条)

第4章 議会と町長等との関係(第9条)

第5章 町長等による政策等の説明(第10条―第12条)

第6章 議会運営と議会機能(第13条―第15条)

第7章 議会改革の推進(第16条)

第8章 適正な議会費の確保(第17条)

第9章 議員定数・議員報酬(第18条―第19条)

第10章 最高規範性(第20条)

第11章 検証及び見直し手続き(第21条)

附則

前文

地方分権社会の進行により、地方公共団体は自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うことになり、自主性、自立性がより一層求められる時代を迎えた。

議員の合議体である議会は、町長と同じく町民の直接選挙で選ばれた二元代表制の一翼を担う存在として、町民福祉の向上及び町政の進展のため、その果たすべき役割と責任はますます増大している。

そのために、白川町議会は、論点及び争点を明確にした自由かつ達な討議を通して、最良な意思決定を行う議事機関として活動することが求められている。また公正性及び透明性が確保され、町民参加の推進及び情報公開を積極的に進め、町民に開かれた議会運営に努め、課題の解決に当たらなければならない。

よって、白川町議会は、この条例を、議会及び議員の活動の指針並びに議会の最高規範として位置付け、町民の負託に応えられる議会づくりに全力で取り組むことを決意し、この条例を制定する。

岐阜県白川町議会

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の役割を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、町民の福祉の向上及び持続的で豊かな町づくりに寄与することを目的とする。

「解説」 条例の前文となりますが、地方分権の時代において、二元代表制の下、町民の代表としての議会の役割と責任を十分に果たしていくため、「議会の見える化」(議会運営の透明性、町民に開かれた議会づくり)や、町民の声を反映し政策立案及び政策提言に努めるなど、議会改革をさらに推進するための議会及び議員活動の指針となる基本的事項を規定したものです。

第2章 議会と議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる基本原則に基づき活動を行うものとする。

- (1)公正性及び透明性を確保し、町民にわかりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めること。
- (2)町民の立場に立ち、適切な町政運営が行われているか監視・評価に努めること。
- (3)町民の多様な意見要望の把握に努め、これを町政に反映させるための議会運営に努めること。
- (4)議会が言論の府であることを十分に認識し、意思決定にあたっては、議員間の自由かつ達な討議を重んじ、論点、争点を明らかにすること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1)日常の調査研究及び研修活動を通じて、自らの資質向上に努めること。
- (2)町政全般に渡り、町民の多様な意見を的確に把握すること。
- (3)意見の聴取に努め、政策提言、議会審議に生かすよう努めること。
- (4)議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

「解説」 議会は、町民により直接選挙された議員により構成された議事機関であり、自治体の意思決定機関であることを踏まえ、町民の代表として、公平・公正、透明性を確保し、町民の声を町政に反映させるとともに、町民に分かりやすく、開かれた議会づくりを行っていくために基本となる議会運営の原則を定めたものです。議員は、議会が言論の府であり合議制の機関であることを認識し、議員間の自由かつ達な討議の場であることを重んずるとともに、町民の多様な意見の把握、自らの資質の向上に努め、町民全体の福祉向上のために活動すること

を規定しています。議会は、議員の資質向上及び政策形成・立案能力の向上を目的として、議長会等による研修会への議員派遣や独自研修会の開催など議員研修の充実強化に努めることを規定しています。議会は、学識経験者や専門家の知見を取り入れるための研修を積極的に開催することを規定しています。

(委員会の活動原則)

第4条 委員会は、次に掲げる原則に基づき、適正な運営に努めるものとする。

- (1)委員会は、議案等の審議及び審査並びに所管事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう努めること。
- (2)委員会は、その専門性と特性を活かし、積極的な政策立案及び政策提案に努めること。
- (3)委員会は、議案等の審議及び審査に当たっては、町民に分かりやすい議論を行い、積極的に公開するよう努めること。

(議員研修の充実強化)

第5条 議会は、専門知識を取り入れた研修を積極的に行い、議員の政策形成能力及び立案能力の向上に努めるものとする。

(危機管理)

第6条 議会は、大規模災害等の不測の事態の場合でも、議会機能の維持に努め、町民の生命、身体及び財産を守るため、町長その他の執行機関及びその職員(以下「町長等」という。)が迅速かつ円滑に災害対策を行えるよう必要な協力及び支援を行うものとする。

《解説》委員会は、それぞれの所管区分ごとに設置され議案等の審議及び審査を行うが、所管事務の調査を含め積極的に活動することを規定しています。委員会は、それぞれの所管に属する事項について、専門性を活かして積極的に政策立案や政策提案に努めることを規定しています。委員会は、原則として公開するように努め、町民に分かりやすいように議案等の審議や審査の議論を行うことを規定しています。東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害等不測の事態から町民を守るために、町当局が迅速かつ円滑に災害対策を講じられるよう協力・支援するとともに、議会独自の組織体制として必要に応じて協力や対応にあたることを規定しています。

第3章 町民と議会との関係

(政治倫理)

第7条 議員は町民の代表としてその倫理性を自覚するとともに、良心及び責任感をもって、議員の品位を保持し、見識を高めるよう努めること。

(町民と議会との関係)

第8条 議会は、町民に対し積極的に情報を提供するため、町議会だより(白川町議会広報の

発行に関する条例(平成 8 年白川町条例第 24 号)に基づき発行される議会広報をいう。(以下同じ。)や町ホームページなど(以下「広報紙等」という。)多様な情報伝達手段を活用し広報活動の充実を図るものとする。

- 2 議会は、町民との意見交換の場や、web アンケートを含む多様な形態の広聴活動を実施し、町民の意見の把握と反映に努めるものとする。
- 3 議会は、広く町民の意見及び知見を審議並びに審査に反映させるため、参考人制度及び公聴会制度の活用を努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情(要望)の審議等に当たっては、必要に応じて請願及び陳情(要望)の提出者の意見を聴くことができる。
- 5 議会は、それぞれの議員の活動状況を町民に分かりやすく情報提供するため、議案、請願及び陳情(要望)に対する議員の賛否の結果を公表するものとする。

《解説》 議会は、ウェブサイトによる本会議の録画中継や会議録検索システム、議会だよりの発行等により町民に積極的な情報の提供を行うことを規定しています。議会は、広く町民の声を町政に反映させるために、各種団体や町民との意見交換の場の確保に努めることを規定しています。議会は、議案の審議等に町民の考えを反映させるため、参考人制度や公聴会等の活用を努めることを規定しています。議会は、町民等から提出された請願や陳情の審議等においては、願意や内容を十分に把握するため直接提出者から説明等を聴くことができる旨規定しています。議会は、個々の議員の考え、活動を町民に分かりやすく情報提供するため、議案等の採決における態度(賛否)を公表することを規定しています。

第 4 章 議会と町長等との関係

(議会の町長等との関係)

- 第9条 議会及び議員は、町長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会機能を十分に発揮した議会活動を行うことにより、議会審議における町長等との緊張関係の保持に努めるものとする。
- 2 本会議及び委員会における議員と町長等との質疑応答は、事実関係を正確に把握したうえで論点、争点を明確にして行うものとする。
 - 3 本会議における一般質問での議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式または、一括方式で行うことができる。
 - 4 一問一答方式の場合には、町長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対する答弁に必要な範囲内で反問することができる。

《解説》 二元代表制における議会と町長等の関係について、緊張感の保持に努めること、また、それぞれの立場において共通の目標である町民福祉の向上、町政の進展に取り組むこと

を規定しています。一般質問については、質問内容を分かりやすくするため一項目ごとに質疑する一括方式と、一つずつ質問する一問一答方式の二つを取り入れています。一問一答方式では、町長等が議員の質問に答弁する際に、質問内容が不明確であったり、意味を確認したい場合に町長等から議員に質問することができる旨等を規定しています。

第5章 町長等による政策等の説明

(政策等の説明)

第10条 議会は、町長等が提案する重要な政策案について、次に掲げる政策形成過程等を論点として審議し、町長にその資料の提出及び説明を求めることができる。

- (1)政策等を必要とする背景
 - (2)提案に至るまでの経緯
 - (3)町民参加の実施の有無及びその内容
 - (4)白川町総合計画における根拠または位置付け
 - (5)財源措置
 - (6)将来にわたる効果および費用
- (予算・決算における政策説明資料の提出)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて町長に対し、わかりやすい政策別又は事業別の説明資料の提出及び説明を求めるものとする。

(議決事件の追加)

第12条 議会在議決すべき事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、白川町議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年白川町条例第29号。以下「議決事件条例」という。)により定める。

2 議会は、議決事件について拡大を検討することができる。

《解説》 議会は、町長等が重要な政策等(各種基本計画等)を策定する場合に、議会の意見や提言をその計画に反映させるため、町長等に対し説明及び資料の提出を求めることができることを規定しています。議会は、町長等から提出される議案等の審議及び審査だけではなく、町民の多様な意見等を町政に反映させるため、議会自ら積極的な政策の立案や提言に努めることを規定しています。地方自治法第96条第1項に定められている議決事項以外で、議決案件とすべき重要なものについては同法第96条第2項で、条例で定めることができる旨規定されており、それ以外にも議決事件とすべきものがあるかどうか検討していくことを規定しています。

第6章 議会運営と議会機能

(議員間討議による合意形成)

第13条 議会は、本会議及び委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員相互間の討議を尽くして、合意形成に努めるものとする。

2 議員は、自由かつ達な討議を経て、政策、条例、及び意見等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

(議長・副議長の候補者の所信表明)

第14条 議会は、議長及び副議長の選出において、候補者にその所信を表明する機会を設けることとし、その際は候補者に対し質疑を行うことができる。

(議会事務局体制の強化)

第15条 議会は、議会の政策立案能力の向上及び議会活動の円滑化を推進するため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実に努めるものとする。

《解説》 議会は、「言論の府」であり、議会運営にあたっては、議員間の自由かつ達な討議を行うことを規定しています。議案等の審議及び審査において結論を出す場合においては、できるだけ議会の総意としての結論が得られるよう議員間の議論を十分に尽くすよう努めることを規定しています。議会の運営及び政策立案機能等を補助する議会事務局の体制整備について規定しています。

第7章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第16条 議会は、議会改革の推進を意識的に努めるものとする。

2 議会は、議会改革を推進するために、全国の先進議会への視察や研究等に努めるものとする。

3 議会は、デジタル化を推進する。

《解説》 議会の改革の推進を図るため、全国で行われている先進的な取組みの視察や研究を意識的に推進し、時代に即したデジタル化も合わせて推進していくことを規定しています。

第8章 適正な議会費の確保

(議会予算の確保)

第17条 議会は、議事機関としての機能の充実に及び議員が研修・調査など政務活動を行うため、必要な予算の確保に努めるものとする。

2 議会は、議会費の用途等を広報紙等により町民に公表するものとする。

「解説」二元代表制における議決機関としての議会機能の充実、そのために必要となる予算の確保と使途について、町民に分かりやすく公表することを規定しています。

第9章 議員定数・議員報酬

(議員定数)

第18条 議員定数は、白川町議会の議員定数条例(平成14年白川町条例第42号)によるものとする。

2 議会は、議員定数を改正するにあたっては議会機能がより活性化し、町政に活力を与え、町民の権利を守り、町をよりよくするものであることを目的とする明確な改正理由を町民に公表し提案するものとする。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和39年白川町条例第1号)によるものとする。

2 議員は、議員報酬を改正するにあたっては、町長が白川町特別報酬等審議会(白川町特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第28号)第1条に規定するものをいう。)の答申を経て提案する場合を除き、明確な改正理由を町民に公表し提案するものとする。

第10章 最高規範性

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念と実行方法を浸透させるため、一般選挙を終えた任期開始後すみやかにこの条例に関する研修を行うものとする。

「解説」議会基本条例は、議会活動及び議員活動の指針を定めたもので、議会において最も基本となる規範であり、議会に関する他の規定はこの条例と整合性のとれたものにしなければならないことを規定しています。

第11章 検証及び見直し手続き

(検証及び見直し手続き)

第21条 議会は、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

《解説》 議会は、議会基本条例について検証を行い、必要に応じ改正を行うなど、適切な対応措置を講じることを規定しています。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以下、掲載しない

条から見る条文

- 第1条（目的）
 - 第2条（議会の活動原則）
 - 第3条（議員の活動原則）
 - 第4条（委員会の活動原則）
 - 第5条（議員研修の充実強化）
 - 第6条（危機管理）
 - 第7条（町民と議会との関係）
 - 第8条（議会と町長等との関係）
 - 第9条（町長等による政策等の説明）
 - 第10条（予算・決算における政策説明資料の提出）
 - 第11条（議決事件の追加）
 - 第12条（議員間討議による合意形成）
 - 第13条（議長・副議長の候補者の所信表明）
 - 第14条（議会改革の推進）
 - 第15条（議会事務局体制の強化）
 - 第16条（議会予算の確保）
 - 第17条（議員定数）
 - 第18条（議員報酬）
 - 第19条（最高規範性）
 - 第20条（検証及び見直し手続き）
- 附則